13　その他特記事項

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

○内閣府令第七十八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十一年政令第三百三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直**人

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「「金融商品取引業者」」の下に「、「金融商品市場」」を加え、「又は「特定上場有価証券」」を「、「特定上場有価証券」又は「信用格付」」に改め、「、「金融商品市場」」を加え、「又は特定上場有価証券」を「、特定上場有価証券又は信用格付」に改める。

第九条の見出しを「（取得勧誘類似行為）」に改め、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「抵当証券及び」を「抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券をいう。以下同じ。）及び」に改め、「（昭和六年法律第十五号）」を削り、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの　当該有価証券の発行者が所有する当該発行者の設立に当たって準拠した外国の法令に基づいて行う当該有価証券（当該発行者が発行者であるものに限る。）の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

第九条第二号中「及び法第二条第一項第十七号」を「（法第二条第一項第十四号に掲げる受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び同項第十七号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「及び法第二条第一項第十七号」を「（法第二条第一項第十三号に掲げる特定目的信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び同項第十七号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　株券　当該株券の発行者が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘

第十条の次に次の一条を加える。

（同一種類の有価証券等）

第十条の二　令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一　転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。）　次に掲げる事項

イ　償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあっては、償還期限）

ロ　金額を表示する通貨（当該有価証券に係る金額を表示するものについて単一の通貨で表示することとされている場合に限る。第十七号ロ及び第十八号ロにおいて同じ。）

ハ　転換により発行される優先出資（資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号及び次号において同じ。）一口の発行価額並びに優先出資に係る利益の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法（同号において「優先出資に係る利益の配当等」という。）の内容

二　新優先出資引受権付特定社債券（令第一条の四第二号ニに規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。）　次に掲げる事項

イ　前号イ及びロに掲げる事項

ロ　新優先出資引受権の行使により発行される優先出資一口の発行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容

三　社債券（特定社債券（法第二条第一項第四号に掲げる特定社債券をいう。）並びに投資法人債券（同項第十一号に掲げる投資法人債券をいう。以下この項において同じ。）、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び社会医療法人債券（令第二条の八に規定する社会医療法人債券をいう。）を含み、社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券　第一号イ及びロに掲げる事項

四　新株予約権付社債券（会社法第二百四十九条第二号に掲げる新株予約権付社債券をいう。第十三条の三第二項第一号において同じ。）　次に掲げる事項

イ　第一号イ及びロに掲げる事項

ロ　新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式一株の発行価額並びに株式に係る剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び議決権を行使することができる事項（以下この項において「株式に係る剰余金の配当等」という。）の内容

五　社債券（第一号、第二号及び前号に掲げる有価証券を除く。）のうち、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した有価証券（以下この号において「対象証券」という。）により償還される旨又は償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象証券による償還を受ける権利を有しているものに限る。）　次に掲げる事項

イ　第一号イ及びロに掲げる事項

ロ　当該対象証券の発行者

ハ　当該対象証券が株券の場合にあっては株式に係る剰余金の配当等の内容、株券以外の有価証券の場合にあっては当該有価証券の権利の内容

六　社債券で、第一号、第二号、第四号及び前号に掲げる有価証券に表示される権利以外の権利が表示されているもの　次に掲げる事項

イ　第一号イ及びロに掲げる事項

ロ　当該社債券に表示される権利の内容

七　優先出資証券（法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいう。）　優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び同法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却の方法